

(案)

酒田市男女共同参画推進計画
～ ウィズ (WITH) プラン ～



平成31年 月

酒田市

計画の愛称「ウィズプラン」について

この「ウィズ」は、平成12年7月に酒田市男女共同参画推進センターが開設された際、公募により決定したセンターの愛称です。

「ウィズ」は英語で「一緒に」という意味です。この愛称は、男女共同参画のイメージを簡潔に表し、また、親しみやすいという理由から愛称に採用されました。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定趣旨	1
2 計画の総合目標	2
3 計画の基本目標	2
4 計画の位置付け	2
5 計画の期間	3
6 計画の推進	3
第2章 計画の内容	4
1 計画の体系図	4
2 施策の推進方策	6
基本目標1 多様性を尊重する意識づくり	6
施策の方向(1) 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発	7
施策の方向(2) 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	11
基本目標2 男女がともに支えあう社会づくり	14
施策の方向(3) 政策・方針決定過程における女性の参画促進	15
施策の方向(4) 地域社会における男女共同参画の推進	18
基本目標3 いきいきと働くことができる環境づくり	21
施策の方向(5) 職域における男女の均等な機会と待遇の確保	22
施策の方向(6) ワーク・ライフ・バランスの推進	25
施策の方向(7) 多様な分野での女性の活躍の推進	28
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	31
施策の方向(8) あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実	32
施策の方向(9) 生涯を通じた健康づくりの推進	36

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定趣旨

「男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会のあり方を決める最重要課題である」として、平成11（1999年）年に男女共同参画社会基本法※（以下「基本法」という）が制定・施行されました。

国では、平成12年（2000年）12月に第1次男女共同参画基本計画を策定、山形県においても、平成13年（2001年）3月に山形県男女共同参画計画を策定しました。平成14年（2002年）には、山形県男女共同参画推進条例も制定され、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を推進してきました。

本市においても、平成17年（2005年）の市町合併を経た後、平成21年（2009年）3月に新酒田市として「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定、5年後の平成26年（2014年）にその一部を改正し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。

しかしながら、平成29年（2017年）に実施した「男女が共に暮しやすいまちづくりを進めるためのアンケート調査」の結果によると、家庭、職場、地域など、様々な場面における、性別による固定的な役割分担意識※や不平等感は、解消されたとは言えない状況です。さらには、DV（ドメスティック・バイオレンス）※や、セクシュアル・ハラスメント※などの様々な形態の人権侵害が存在しているなど、人権が尊重され、誰もがその個性と能力を発揮して自分らしく生きることができる社会の実現には、解決すべき課題が多く残されています。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など、社会情勢が日々変化している中で、私たちが生活していくうえでの課題も多様化・複雑化してきています。

こうした現状を踏まえ、これまでの本市の取組みを検証し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一層推進するため、新たな「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン～」を策定しました。

男女共同参画社会が実現すれば、それぞれの個人がかけがえのない人間として尊重され、この社会の中で生きる喜びを持つことができるという考えは、これまでの「酒田市男女共同参画推進計画」から一貫して変わりありません。

この新たな「酒田市男女共同参画推進計画」は、そうした理想にさらに近づくために必要な取組みを示すものです。

- ◆男女共同参画社会基本法・・・平成11年（1999年）6月に公布・施行された男女共同参画に関する基本的な法律。（巻末付録参照）
- ◆性別による固定的役割分担意識・・・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような、長い時間をかけて人々の意識の中に形づくられてきた、性別により役割を決め付けてしまう意識。個人の可能性を狭める要因にもなっている。
- ◆DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
- ◆セクシャル・ハラスメント・・・性的な言動により他の者を不快にする行為。セクハラと略される。職場や学校、地域など様々な場面で問題となっている。

2 計画の総合目標

「あなたらしく わたしらしく 暮らせるまち」

3 計画の基本目標

- (1) 多様性を尊重する意識づくり
- (2) ともに支えあう社会づくり
- (3) いきいきと働くことができる環境づくり
- (4) 安心して暮らせる環境づくり

4 計画の位置づけ

- この計画は、基本法第14条第3項に規定する努力義務に基づき、国の定める第4次男女共同参画基本計画（平成27年（2015年）12月策定）及び山形県男女共同参画計画（平成28年（2016年）3月策定）を勘案して策定する「市町村男女共同参画計画」であり、基本理念に則り、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共同参画施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものです。
- 平成21年度に策定した「酒田市男女共同参画推進計画～ウィズプラン」を第1次酒田市男女共同参画推進計画とし、この計画を第1次酒田市男女共同参画推進計画の理念を継承する第2次酒田市男女共同参画推進計画と位置付けます。
- この計画は、「地方自治法」第2条第4項に基づく酒田市総合計画※に掲げる「男女共同参画社会の実現」を推進する計画であり、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図って策定し、連携して推進するものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※（以下「DV防止法」という）」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含するものです。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※（以下「女性活躍推進法」という）」第6条第2項に規定される「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。

- ◆総合計画・・・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる最上位計画。行政運営の総合的な指針となる計画。現在の酒田市総合計画は、平成30年度（2018年）から2027年度までの10年間を計画期間としている。
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・平成16年（2004年）6月公布、12月に施行された法律。DV防止法と略されることが多い。（巻末付録参照）
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・平成27年（2004年）9月に公布、一部同日施行。平成28年4月に完全施行。女性活躍推進法と略される。（巻末付録参照）

5 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年度）から2028年度までの10年間とします。計画期間の中間年となる2023年度に必要な見直しを行い、2024年度以降を後期計画期間と位置付けます。

なお、社会状況の変化等により必要が生じた場合には、隨時見直しを行うものとします。

6 計画の推進

【庁内の推進体制】

市長、副市長、各部課長等を構成員とする「酒田市男女共同参画推進本部」を庁内に設置し、全庁的な連携と情報の共有を図り、本計画を総合的かつ計画的に推進します。

【市民・団体等との連携】

本市では、市、県、国などの行政機関に加え、民間の各種団体等も男女共同参画社会の実現に向けて様々な活動をしています。それらの機関・団体等との情報共有と連携強化を図るとともに、適切に役割を分担しながら、本市の男女共同参画を推進します。

また、学識経験者や有識者、企業代表等からなる女性活躍推進懇話会※において、女性活躍に関する施策について意見交換を行い、施策への反映に努めます。

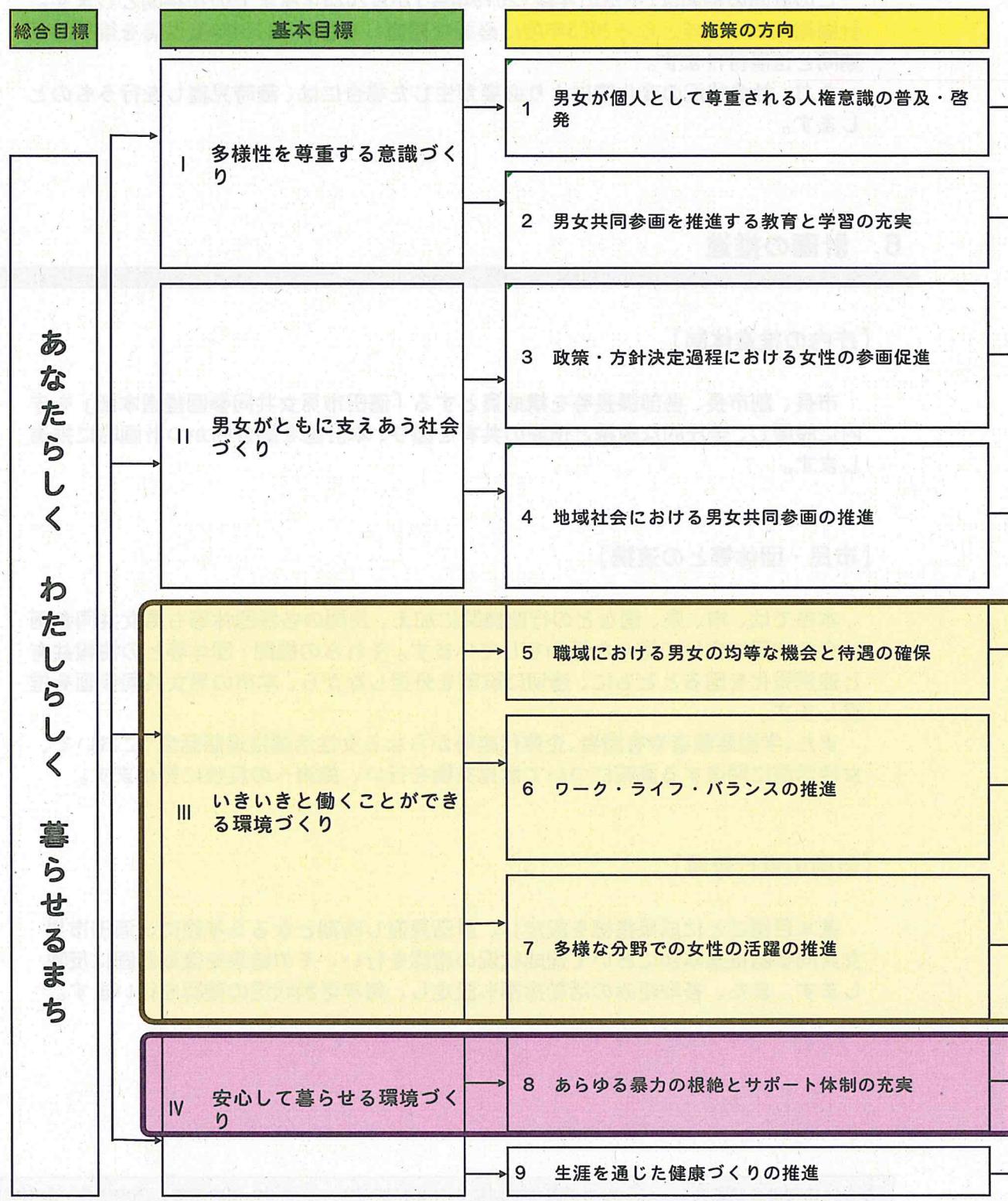
【計画の進行管理】

基本目標ごとに成果指標を設定し、計画見直し時期となる5年後に、酒田市男女共同参画推進本部において達成状況の確認を行い、その結果を後期計画に反映します。また、各取組みの活動指標も設定し、毎年活動状況の確認を行います。

◆女性活躍推進懇話会・・・女性活躍推進法第23条に基づき、平成29年に設置した協議会。副市長を座長に、女性活躍に関する現状や施策等について意見交換を行っている。

第2章 計画の内容

1 計画の体系図



女性活躍推進計画に位置づけ

DV対策基本計画に位置づけ

基本施策

(1) 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

(2) 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

(1) あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

(2) 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

(1) 政治・行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

(2) 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します

(3) 人材の育成とネットワークづくりを進めます

(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します

(2) 防災分野における男女共同参画を促進します

(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

(1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇を確保します

(2) 自営業等における男女共同参画を促進します

(1) ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境づくりを推進します

(2) 家庭生活における男女共同参画を促進します

(3) 子育て、介護のための社会的支援の充実を図ります

(1) 女性のスキルアップ機会を充実します

(2) 女性のチャレンジを支援します

(3) 女性の職域拡大を推進します

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境を整えます

(2) 相談体制、サポート体制の充実します

(1) 性差に対する理解促進と生涯を通じた健康づくりを促進します

2 施策の推進方策

基本目標1 多様性を尊重する意識づくり

施策の方向(1) 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発

基本施策① 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

基本施策② 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

施策の方向(2) 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

基本施策① あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

基本施策② 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

成 果 指 標

■ ジェンダー*による不平等を感じる割合（市民アンケート調査による）

H29（2017年）：52.0% ⇒ H34（2022年）：40.0%

● S D G s（持続可能な開発目標）

S D G s（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

未来に向けて持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。S D G sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

S D G sの目標の5つ目には「ジェンダーの平等」が示されており、女性に対する差別の撤廃や、暴力の排除、家事労働等に対する認識・評価などを達成すべき項目として掲げています。

* ジェンダー・・・社会的・文化的に形成された性別のこと。生物的な性別（セクシャル）とは異なり、女らしさ、男らしさなどの形で表される女性像や男性像。時代とともに変化するものだが、高度経済成長期から培われてきた考え方が、現代の生活には適していない場合が散見される。

基本目標1 多様性を尊重する意識づくり

施策の方向(1) 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発

【現状・課題】

本市では、平成21年度に男女共同参画推進計画「ウィズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行ってきました。

しかし、平成29年(2017年)12月に実施した「男女が共に暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査」※(以下「市民アンケート」という。)の結果では、

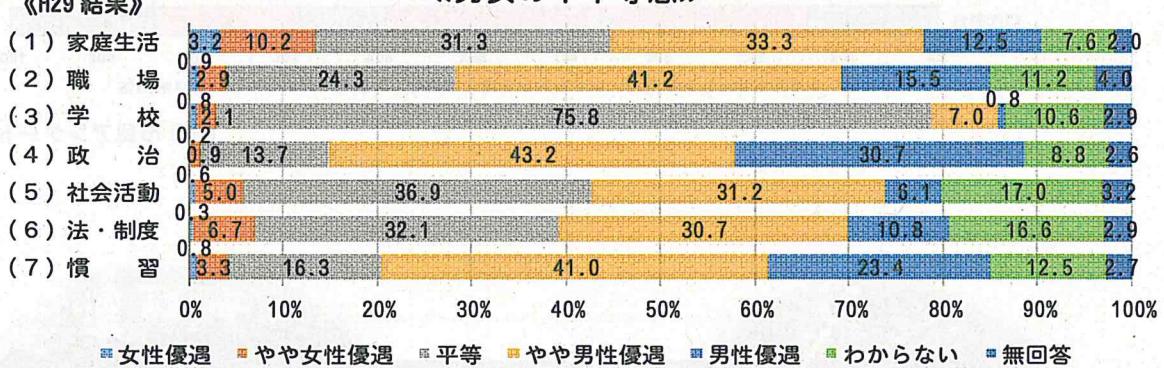
「学校教育の場」を除く様々な分野で男性の方が優遇されていると意識されており、特に「政治の場」や「社会通念、慣習、しきたりなど」においては、男性の方が優遇されていると意識される割合が高くなっています。この結果は、4年前に実施した市民アンケートの結果と同じ傾向であり、男女の不平等感の解消には至っていない状況です。

また、性別による固定的役割分担意識※に関する調査では、半数以上の方が「夫は仕事、妻は家庭」といった性別で役割を決めるような考え方を否定的に捉えており、個人の資質に合わせた柔軟な考え方方が広がってきてていることがうかがえます。しかしその一方で、約3人に1人は現在もこの固定的な考え方を肯定している状況にあることから、性別による固定的役割分担意識は根強く残っていると言えます。

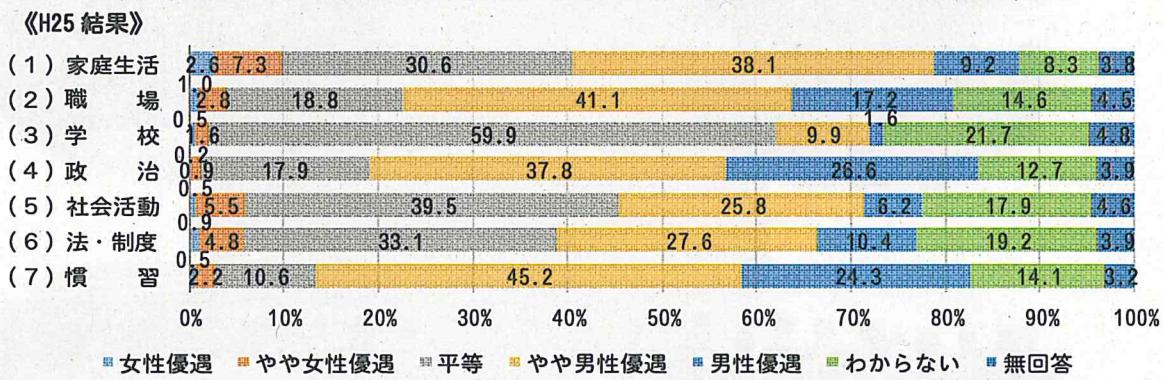
「男だから、女だから」という理由で行動や役割を制限されることなく、すべての人が能力を発揮し、自らの意思で生き方を選択できるよう、個性や多様性を認め合い、尊重しあう意識を、さらに醸成していく必要があります。

《H29結果》

《男女の不平等感》



《H25結果》

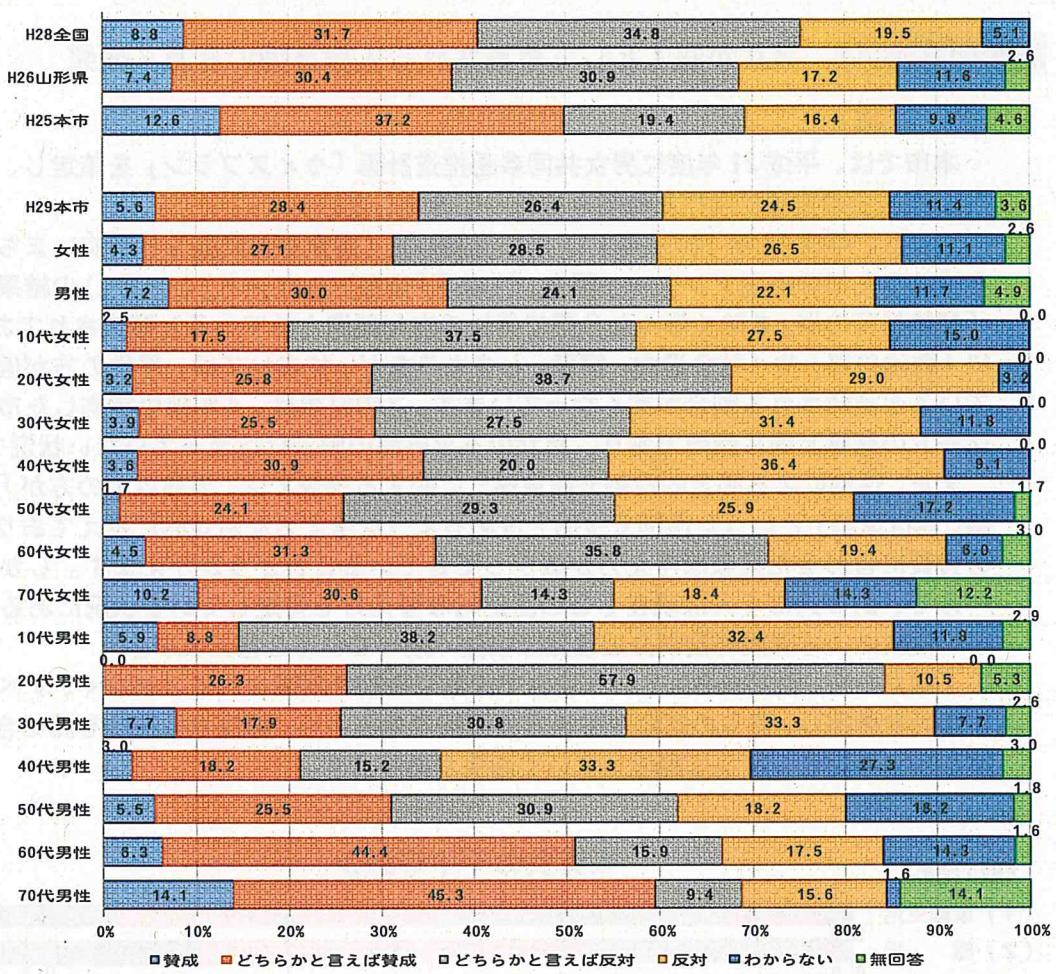


■ 女性優遇 ■ やや女性優遇 ■ 平等 ■ やや男性優遇 ■ 男性優遇 ■ わからない ■ 無回答

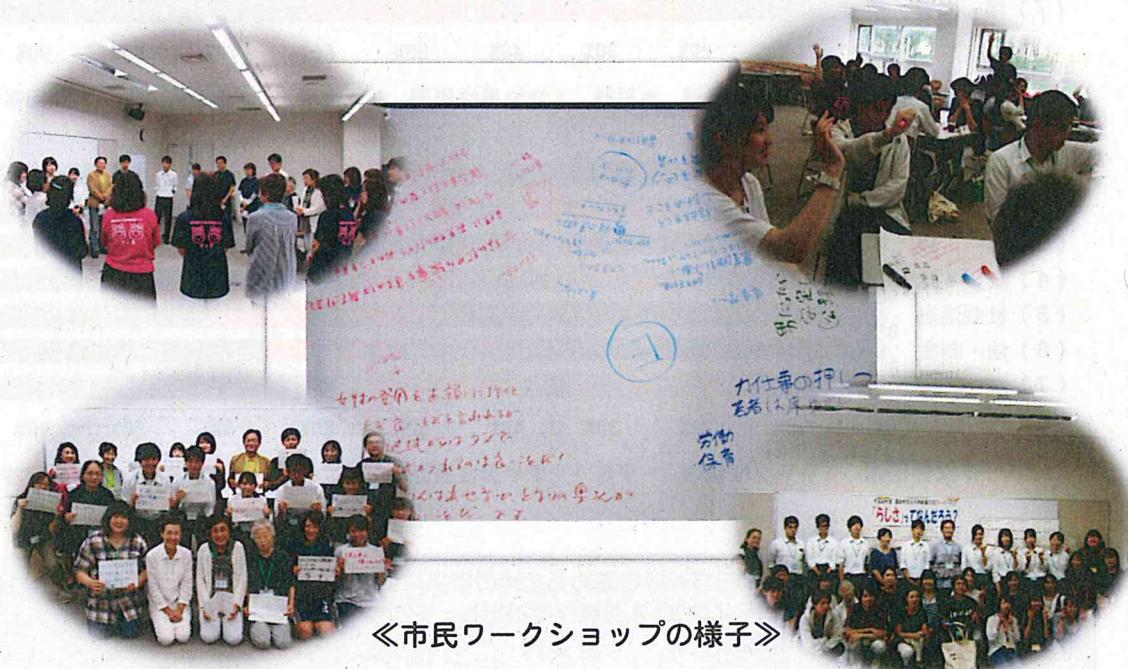
【H25.H29市民アンケート】

- ◆ 「男女が共に暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査」・・・平成29年12月に実施した意識調査。市民2,000人を無作為抽出し、アンケート用紙の郵送により実施。
- ◆ 性別による固定的役割分担意識・・・P1参照

《夫は仕事、妻は家庭といった固定的な考え方》



【H29 市民アンケート】



《市民ワークショップの様子》

基本施策① 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら暮らしていくことが大切です。

関係団体と連携して人権意識の啓発活動に取り組むとともに、様々な媒体を通じて男女共同参画社会の意義と必要性をわかりやすく広報し、人権意識、男女共同参画意識の高まりを図っていきます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①総合的な人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒田人権啓発活動地域ネットワーク協議会※と連携した活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体間で情報交換等を行い、人権啓発活動に連携して取り組みます ◆福祉・国際・文化芸術政策等と連携した啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市や在住外国人等との交流を通じ、多様性に関する意識の普及啓発を行います ・酒田市文化芸術推進計画に基づく各種施策と連携し、社会包摂※の考え方の普及啓発を行います 	地域共生課 まちづくり推進課
②多様な媒体による広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆市広報や市ホームページ、情報誌等各種媒体を通じた広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法等の関係法令の内容をわかりやすく周知します ・情報誌やパネル展示等を通じて意識啓発に努めます 	地域共生課
③男女共同参画拠点施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画推進センター「ウィズ」の周知と機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市内の関連施設や団体との連携を強化しながら「ウィズ」の周知と機能強化を図ります 	地域共生課

基本施策② 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

男女共同参画社会の進展を阻害する一つの大きな要因として、人権や個性より、しきたりや慣習などにとらわれた「性別による固定的役割分担意識」があります。

このような考え方を改め、各々が改善的な行動をとるためのきっかけづくりとして、内在するアンコンシャス・バイアス※への気づきを促進するとともに、市広報や各種刊行物等において、男女共同参画の視点をもった表現を行います。

また、性別によらずに人権を尊重する観点に立ち、性同一性障がい※を持つ方などが生きづらいと感じる環境を改善していくための取組みも進めています。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①アンコンシャス・バイアスの解消	<ul style="list-style-type: none"> ◆アンコンシャス・バイアスへの気づきの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等により、潜在する偏見意識への市民の気づきを促します ・研修等により、市の施策について性別による固定的役割分担意識が働いていないか確認します ◆性別にとらわれない表現の普及と生活環境の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報や各種刊行物において固定的役割分 	地域共生課 市長公室 人事課 各課

	<p>担意識を助長することのない表現を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレへのベビーチェアの設置等、性別にとらわれることのない生活環境の整備を促進します 	
③性的マイノリティ※等への配慮	<p>◆性同一性障がい※を持つ方などが暮らしい環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに関する理解促進講座を開催します ・多機能トイレの設置等、生活環境に配慮します ・学校教育において、性同一性障がい等により困難を抱える児童生徒に配慮した対応を行います 	地域共生課 学校教育課

<p>◆人権啓発活動地域ネットワーク協議会・・・・酒田人権擁護委員協議会、山形地方法務局酒田支局、遊佐町、庄内町、酒田市を構成員とする協議会。人権フォーラムを開催するなど、人権に関する啓発活動に協働して取り組んでいる。</p> <p>◆アンコンシャス・バイアス・・・・無意識の偏見、思い込み。個人・組織などに潜在する意識として、顕著化しにくい課題といわれる。該当する具体的な事案を知り、自身にも偏見や思い込みが存在することに気づくことが必要で、その偏見や思い込みが与える影響を考える必要がある。</p> <p>◆性的マイノリティ・・・・性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者などが含まれる。</p> <p>◆性同一性障がい・・・・自分で自覚している性別と戸籍上の性別との間にずれがある状態のこと。</p>

施策の方向（2）男女共同参画を推進する教育と学習の充実

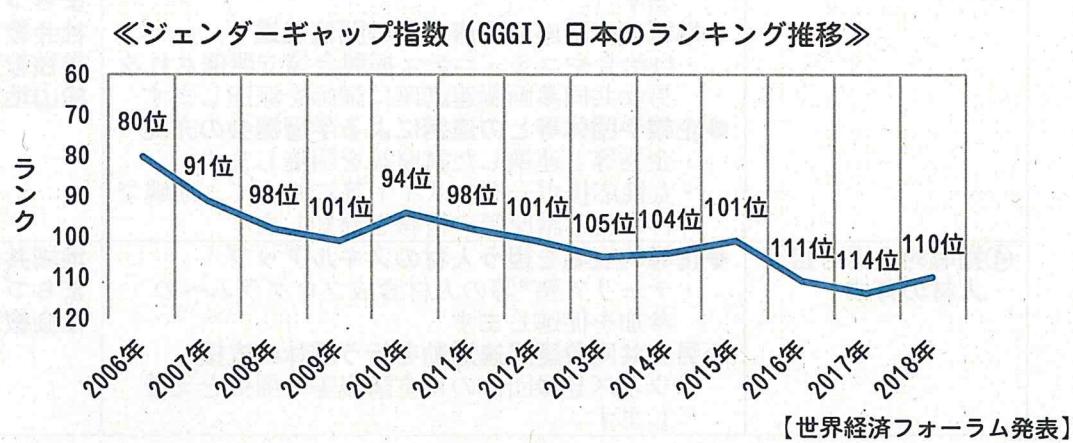
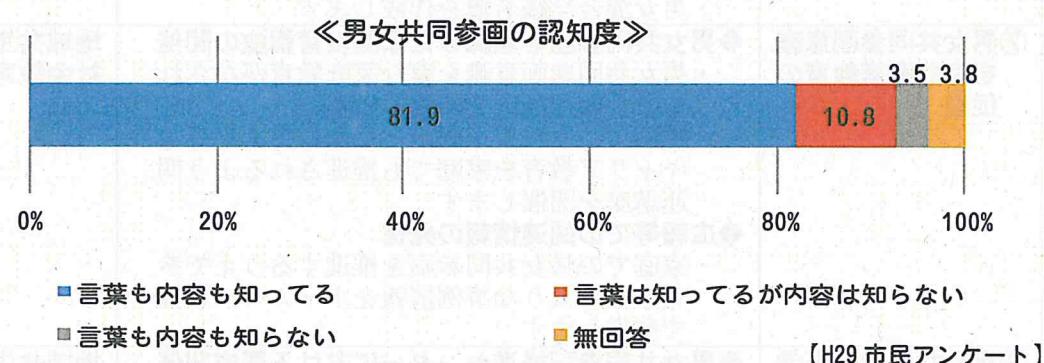
男女共同参画意識の浸透のためには、学校、家庭、地域など、様々な場面における教育や学習が重要な役割を担っており、相互の連携を図りながら積極的に行われる必要があります。

市民アンケートにおいて、「学校教育の場」はほぼ男女の地位が平等と意識されていますが、それ以外の「家庭」や「社会」などの場では、男性が優遇されていると感じている割合が高くなっています。

社会の動向に順応できる学校教育環境を保っていくとともに、男女共同参画推進センター「ウィズ」や生涯学習施設などを拠点として、家庭、職場、地域など様々な生活の場面において、男女共同参画に関する意識づくりが促進されるよう、学習機会の充実を図っていくことが重要です。

また、世界経済フォーラム*による男女格差を表すジェンダーギャップ指数*で、日本は149ヶ国中110位（2018年）となっており、男女格差が大きい国とされています。

世界の国々との比較や、各国の先進的な取組み、その取組みを行うに至るまでの経緯などを知ることも、男女共同参画を推進していく上では非常に有意義なことです。



ウィズサポーターTシャツ

基本施策① あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

学校教育の場では、男女が平等の立場にあると認識されている割合が高くなっています。課外活動等も含め、男女平等教育を進めている現在の学校教育環境を維持しながら、社会動向に合わせた柔軟な教育環境の充実を図ります。

人々の生活の基礎となる家庭生活の場では、男性が優遇されていると認識される割合が高くなっています。家族の誰かに負担が偏ることなく、夫婦・家族が互いに尊重し合いながら責任も分かち合う、男女共同参画意識が育まれる家庭教育を促進します。

また、個人の資質より、慣習やしきたりを優先する社会では、学校教育や家庭教育で育まれた男女共同参画意識が徐々に薄れてしまいます。社会に出てからも男女共同参画について学ぶことができる場を充実させるとともに、男女共同参画を推進していくための学習活動を支援する人材の育成に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画を推進する学校教育活動の推進	◆あらゆる場面における男女平等教育の推進 ・男女が対等の立場で協働する学級活動等を推進します ・性別により将来を固定化しない男女平等なキャリア教育※を推進します ・男女混合学級名簿を作成します	学校教育課
②男女共同参画意識を育む家庭教育の促進	◆男女共同参画を意識した家庭教育講座の開催 ・男女共同参画意識を育む家庭教育がなされるよう関連講座を開催します ・性別により将来を固定化しない男女平等なキャリア教育を家庭でも推進されるよう関連講座を開催します ◆広報等での関連情報の発信 ・家庭での男女共同参画を推進するうえで参考となるような事例情報をホームページ等で発信します	地域共生課 社会教育文化課
③男女共同参画を学習する機会の充実	◆男女共同参画推進センターにおける講座開催 ・男女共同参画に関するウィズ講座を開催します ◆地域での講座や研修会等の開催促進 ・自治会やコミュニティ振興会等で開催される男女共同参画関連講座に講師を派遣します ◆企業や団体等との連携による学習機会の充実 ・企業等と連携した講座等を開催します ・女性応援ポータルサイト等において、地域で行われる講座等の情報を周知します	地域共生課 交流観光課 まちづくり推進課 社会教育文化課 学校教育課 松山地域振興課
④指導的立場を担う人材の育成	◆指導的立場を担う人材のスキルアップ ・チェリア塾※等の人材育成プログラムへの参加を促進します ◆男女共同参画関連活動を行う団体の支援 ・ウィズ登録団体の自主講座等の開催を支援します	地域共生課 まちづくり推進課 社会教育文化課

◆世界経済フォーラム・・・1971年にスイスの経済学者クラウス・シュワブにより設立された、世界情勢の改善に取り組む、独立した国際機関。毎年、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）を発表している。

◆ジェンダーギャップ指数・・・各国における男女格差を測る国際的指数。経済、教育、政治、保健の4分野から作成される。

◆キャリア教育・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。自身の進路を自分で決める主体性の育成や、社会に出た際に自立するための能力開発なども含まれます。

◆チェリア塾・・・山形県男女共同参画センター「チェリア」が実施する、女性の人材育成プログラム。

基本施策② 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

他の地域で行われている取組みや考え方を知ることは、男女共同参画を推進していくうえで大変有意義なことです。

男女共同参画推進センターを拠点として、各活動団体等と連携し、男女共同参画に関する先駆的な取組事例や世界の動向等を調査し、市民に発信していきます。

また、定期的に市民の意識調査を実施し、本市の男女共同参画意識の状況を把握しながら、必要な取組み等について調査・実践していきます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画推進センターの運営	<ul style="list-style-type: none">◆拠点施設への専門職員の配置<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画推進センターを運営します◆関連情報の収集・発信<ul style="list-style-type: none">・他市町村や各団体が発行する情報誌を収集しウィズ図書に配置します◆団体・グループ活動の支援と連携<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画推進センターに登録する団体等の活動を支援するとともに、団体との協働により男女共同参画の推進を図ります	地域共生課
②市民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none">◆男女共同参画意識に関する市民アンケート調査の実施<ul style="list-style-type: none">・市民アンケート調査を実施し、市民の男女共同参画意識の状況を把握します◆講座等の開催に関する市民ニーズ調査の実施<ul style="list-style-type: none">・講座等の開催の都度、アンケート調査により市民ニーズを把握します	地域共生課

基本目標2 男女がともに支えあう社会づくり

施策の方向（3） 政策・方針決定過程における女性の参画促進

- 基本施策① 政治・行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
- 基本施策② 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します
- 基本施策③ 人材育成とネットワークづくりを進めます

施策の方向（4） 地域社会における男女共同参画の推進

- 基本施策① 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します
- 基本施策② 防災分野における男女共同参画を促進します
- 基本施策③ 多様な人材の社会活動への参画を促進します

成 果 指 標

■ 審議会委員への女性の登用率

H29（2017年）：25.7% ⇒ H34（2022年）：40.0%

● 3割以上の参画「黄金の3割」

第1次酒田市男女共同参画推進計画では、審議会委員への女性の登用率を 30%以上にする目標を設定していました。

日本に暮らす男性と女性の比率は、ほぼ 5 : 5 です（女性が若干多いようですが）。なのに、議会や審議会、経済団体などの政策・方針を決定する場面への参画は、今のところ男性の方が多数となっています。

ロザベス・モス・カンターという経営学者が「黄金の3割」という考え方を示しました。同じ属性を代表する人が3割以上いないと、全体の意思決定に影響を及ぼすことができないというものです。

まずは3割。そして、実際の男女比と同じ半々になるまで、女性の参画を引き上げて行きたいですね。

この計画では、5年後の 2022 年までに、審議会委員への女性の登用率を 40%とする目標に設定しています。

基本目標2 男女がともに支えあう社会づくり

施策の方向（3） 政策・方針決定過程における女性の参画促進

【現状・課題】

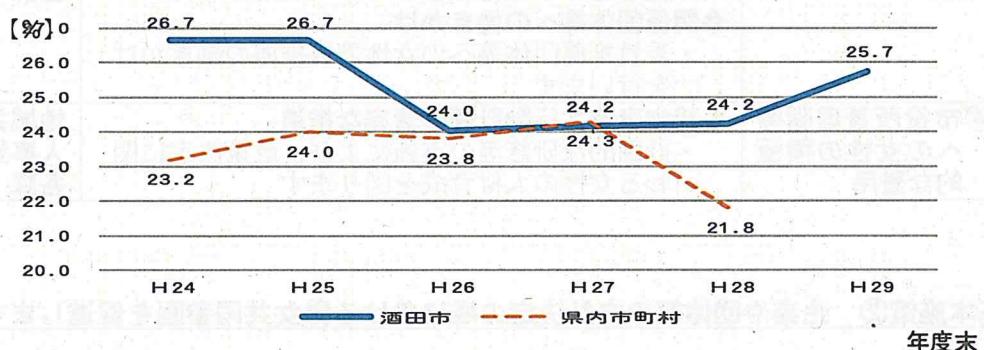
男女共同参画社会の進展を図っていくためには、男女がともに対等なパートナーとして、行政、地域、企業など様々な分野の意思決定過程に参画し、責任を分かち合いながら、積極的に意見を反映していくことが重要です。

政治の分野では、他国と比べて議員の男女割合の偏りの大きさが指摘されています。先述のジェンダーギャップ指数で、日本が149ヶ国中110位となっている大きな要因の一つが、政治分野への女性の参画率の低さであり、1位のアイスランドとは、指標のポイント数で10倍もの開きが見られます。平成30年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」※にも示されているとおり、今後、政治分野への女性の積極的な参画が求められます。

また、本市総合計画※では、市の施策等に女性の意見を反映していくため、平成34年度（2022年）までに、市が設置する審議会等への女性の登用率を35%以上とすることを目標としています。しかし、平成30年（2018年）3月末時点における女性の登用率は25.7%となっており、女性の参画が十分に進んでいるとは言ない状況です。

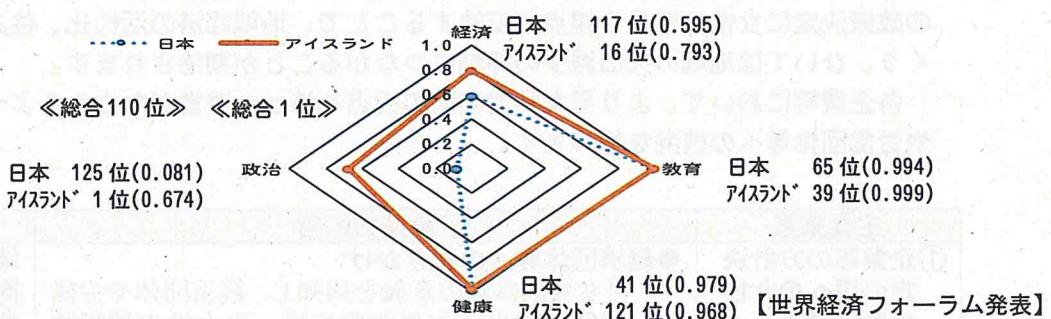
政策・方針決定過程に女性が積極的に参画できるよう、女性のエンパワーメント※が図られる環境を整えるとともに、女性が参画することの意義を周知していくことが必要です。

『市が設置する審議会等における女性の参画率の推移』



【山形県男女共同参画白書公表値に基づいて作成】

『2018 ジェンダーギャップ指数（GGGI）の内訳』



- ◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律・・・衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。
- ◆エンパワーメント・・・力をつけること。個人が、社会的、経済的、政治的、文化的に力を持った存在になること。自分で意思決定し、行動に移す能力を身につけ発揮すること。

基本施策① 政治・行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

男女共同参画社会の実現に向け、男女双方の意見を反映した施策を展開していくためには、議会や行政委員会、審議会などの政策・方針を決定する場において、男性も女性も積極的に意見を発していくことが必要となります。

平成30年5月には、議員候補者割合の男女均等に向けた取組みを求める主旨の法律が施行されました。この法律の趣旨を周知し、政治分野への女性の積極的な参画を促進します。

また、市が設置する行政委員会や審議会等への女性のさらなる参画を図るため、審議会への女性の登用率を2023年度までに40%以上とすることを目標に設定し、女性の参画促進に向けた取組みを展開します。

併せて、市役所においても政策決定に関わる職員の男女割合の均等が図られるよう、特定事業主行動計画に基づき、研修等による計画的な人材育成に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①政治分野への女性の参画促進	◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の推進 ・法の趣旨の周知を図ります	地域共生課
②行政委員等への女性の参画促進	◆教育委員や農業委員などへの女性の参画促進 ・教育委員や農業委員などの行政委員への女性の積極的な参画を促進します	地域共生課 人事課 各行政委員会担当課
③審議会委員への女性の参画促進	◆委員委嘱手続のルール化 ・女性の委員を積極的に任用するための委嘱手続きをルール化します ◆関係団体等への働きかけ ・委員推薦団体等への女性委員推薦の働きかけを行います	地域共生課 人事課 各課
④市役所管理職等への女性の積極的な登用	◆特定事業主行動計画の着実な推進 ・計画的な研修等の実施により、政策決定に関わる女性の人材育成を図ります	地域共生課 人事課 各課

基本施策② 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します

経済団体や労働団体等における政策決定は、それらに加盟している各企業や農業者、漁業者などの、各職場に大きな影響を与えます。経済団体等の役員に女性が参画し、その政策決定に女性の意見や視点を反映することで、地域経済の活性化、住みよい社会づくり、ひいては地域の人口減少の抑制につながることが期待されます。

各企業等において、より男女共同参画の視点を持った運営がなされるよう、経済団体や労働団体等への啓発を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①企業等の方針決定の場への女性の参画促進	◆経済団体等への働きかけ ・男女共同参画の意義を周知し、経済団体や労働団体における方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します	地域共生課 商工港湾課 農政課 農林水産課

基本施策③ 人材の育成とネットワークづくりを進めます

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を進めるためには、女性自身が自信を持ち積極的になる必要があります。併せて、男性の意識が女性の参画を阻害することがないよう、その必要性を理解したうえで意識を変えていく必要があります。

女性が意思決定過程に参画する必要性をわかりやすく周知し、女性・男性双方の意識の改革を図るとともに、参画した場面で女性がその能力を発揮できるよう、エンパワーメントに向けた学習機会の充実を図ります。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女の意識改革の促進	◆意思決定過程への女性参画の必要性の周知 ・女性が積極的に参画できるよう、その必要性をわかりやすく周知し、男女双方の意識の改革を図ります	地域共生課
②人材育成のための学習機会の充実	◆人材育成プログラムの活用 ・シェリア塾等の人材育成プログラムへの市民の参加を促進します（再掲） ◆人材育成につながるウィズ講座の開催 ・ウィズ講座等を通じて人材の育成を図ります ◆市役所女性職員のキャリア養成研修の実施 ・計画的な研修等により、女性の職員のキャリア養成を図ります	地域共生課 人事課
③ネットワークづくりの推進	◆女性活躍推進懇話会の開催 ・学識経験者や有識者等からなる女性活躍推進懇話会において、関係団体等の情報共有とネットワークの広がりを図り、地域における女性の意見を政策・方針に反映します ◆ウィズ登録団体のネットワーク化 ・登録団体間の意見交換会の開催等を通じて団体同士のネットワーク化を図り、課題等の共有と男女共同参画に関する取組みの広がりを促進します	地域共生課 商工港湾課 子育て支援課 農政課

施策の方向（4） 地域社会における男女共同参画の推進

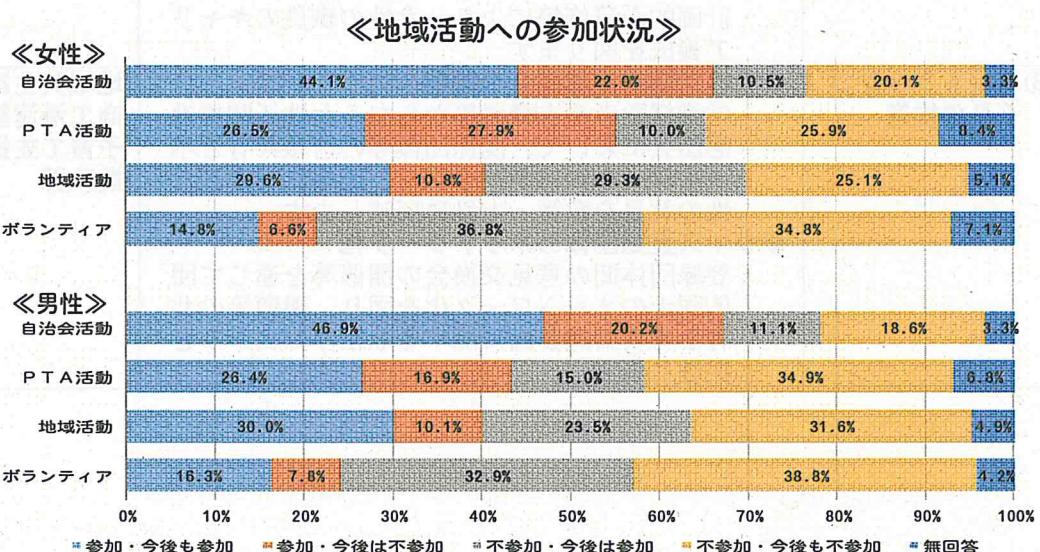
《現状・課題》

自治会やコミュニティ組織などは、家庭と同様に地域社会を形成する身近な生活の場であり、市民一人ひとりが主体的に参画し、より豊かな地域づくりを行うことが求められます。しかし近年、人口減少により地域活動の担い手が不足し、地域活力の低下が懸念されています。また、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、地域社会における課題は、より複雑なものになってきています。

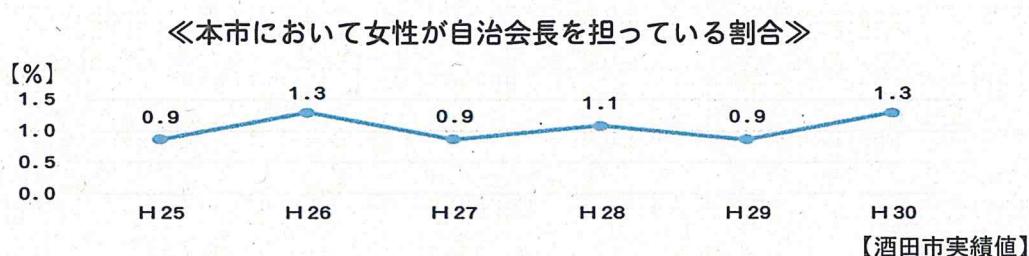
市民アンケートの結果によれば、自治会活動やPTA※活動などの地域活動への参加状況については、男女間でほとんど差がありませんでした。しかし、それらの活動の母体となる組織では、その役職のほとんどを男性が担っており、活動目的や活動内容に女性の視点が十分に反映されているとは言い難い状況です。

また、東日本大震災が発生した際には、避難所等の運営における男女共同参画の視点が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかになりました。「授乳スペースがない」、「生理用品がない」など、施設面や物資面等で男性の視点だけでは網羅しきれない課題が多くありました。

多様な課題を解決していくためには、これまでの固定的な考え方から離れて、多様な視点を十分に反映しながら、柔軟に対応していくことが必要となります。



【H29 市民アンケート】



◆PTA・・・各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体のこと。Parent-Teacher Association の略。学校、家庭、地域における教育環境の改善を目的とした活動を行う。

基本施策① 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します

多様化する地域課題に対応していくためには、活動の方針決定段階から多様な視点を反映することが必要です。

地域活動等を行う組織に対して、女性をはじめとした多様な視点からの意見が反映された組織運営が行われるよう働きかけます。

また、自治会活動やPTA活動、ボランティア活動等の地域活動への参画は、より豊かな地域づくりにつながるだけではなく、参画した本人の自己実現を図るためにノウハウを学べる貴重な機会にもなります。

市民が男女共同参画の視点を意識し、様々な地域活動に、主体的・積極的に取り組むことができるよう、地域で行われる活動を支援します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①地域団体等の役職への女性の参画促進	◆自治会やPTA活動等の方針決定過程への女性の参画促進 ・自治会役員やPTA役員等、地域での活動の意思決定を行う役職等への女性の参画を促進します	地域共生課 まちづくり推進課 学校教育課
②男女共同参画の視点を意識した地域活動の促進	◆男女共同参画を意識した地域活動の促進 ・地域活動等での性別による固定的な役割分担についての見直しについて啓発します ・男女共同参画の視点を持った地域活動等の優良事例を市ホームページ等で発信します	地域共生課 まちづくり推進課

基本施策② 防災分野における男女共同参画を促進します

東日本大震災の教訓を生かし、防災に必要な対策・対応等に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を広く周知します。

また、地域防災計画※に基づき、女性等の多様なニーズに対応した避難所運営等が行われるよう、平常時より男女共同参画の視点を意識した防災対策を推進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	◆防災活動における男女共同参画の必要性の周知 ・防災活動における男女共同参画の必要性をわかりやすく周知・啓発します ◆地域防災会議委員への女性の積極的な登用 ・防災に必要な対策等に男女共同参画の視点を取り入れるため、地域防災会議等の委員への女性の登用を推進します ◆男女共同参画の視点を持った避難所運営体制の整備 ・多様な視点を反映した避難所運営がなされるよう、女性や若年者等の運営責任者への参画を促進します ・多様なニーズに配慮した備蓄物資等の配置を行います	地域共生課 危機管理課

<p>②地域防災活動への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織等への女性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を持った防災活動がなされるよう、自主防災組織等への女性の積極的な参画を促進します ・消防団への女性の加入を促進します ◆女性消防吏員の活躍促進 <ul style="list-style-type: none"> ・酒田地区広域行政組合消防本部が行う女性消防吏員の活躍推進への取組みを周知します 	<p>地域共生課 危機管理課</p>
---	-------------------------------

基本施策③ 多様な人材の社会活動への参画を促進します

地域社会は、様々な市民により成り立っており、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、それぞれが主体性を持ちながら、その能力を發揮し、互いに協力し合って地域づくりを推進していく必要があります。

多様な人材が自立し、同じ地域住民として社会活動に参画できるよう、就業や交流の機会を創出するとともに、必要な支援を行います。特に、女性の場合は、社会活動への参画を困難にする課題が複合的になり多重困難におちいる可能性があるため、総合的な視点を持った支援を行うよう留意します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①ひとり親家庭の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親への就労支援と支援制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の父や母が就業のために資格を取得する際に支援を行います ◆相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が自立した生活を送れるよう、各種相談対応を行います 	子育て支援課
②障がい者の社会的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者就労促進と福祉的就労の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・庄内障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の就労を支援します ◆地域社会との交流機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持つ方が地域社会との関わりを持つための機会を充実します 	福祉課 商工港湾課
③在住外国人も暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流サロンを中心に、外国出身者が暮らしていくために必要な日本語を学べる機会を提供します ◆外国語生活ガイドブック等の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療ガイド等日常生活で必要なガイドブックを多言語で作成し発行します ◆市民との交流機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・外国出身者と市民が相互理解を深めることができる交流事業を実施します 	地域共生課 健康課
④高齢者の就業等社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆シルバー人材センターの運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活動を支援するシルバー人材センターの運営を支援します ◆高年齢者の多様な就業機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の知識を活かす就業機会の充実を図ります ◆生涯活躍のまち構想※の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・元気なシニア層の移住促進により、地域の活性化を図ります 	地域共生課 福祉課 商工港湾課

◆生涯活躍のまち構想・・・東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの。（日本版生涯活躍のまち構想有識者会議より）
シニア層の介護予防効果のほか、地域の雇用創出、若者の定住促進等による地域の活性化が期待される。

基本目標3 いきいきと働くことができる環境づくり

施策の方向(5) 職域における男女の均等な機会と待遇の確保

基本施策① 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

基本施策② 自営業等における男女共同参画の促進

施策の方向(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策① ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境づくりの推進

基本施策② 家庭生活における男女共同参画の推進

基本施策③ 子育て・介護などのための社会的支援の充実

施策の方向(7) 多様な分野での女性の活躍の推進

基本施策① 女性のスキルアップ機会の充実

基本施策② 女性の起業・再就職の支援

基本施策③ 女性の職域拡大の促進

成 果 指 標

■ 家庭における男女の不平等感を感じる割合（市民アンケート調査）

H29（2017年）：58.9% ⇒ H34（2022年）：40.0%

■ 職場における男女の不平等感を感じる割合（市民アンケート調査）

H29（2017年）：60.4% ⇒ H34（2022年）：40.0%

●酒田市は『日本一女性が働きやすいまち』を目指します！

平成29年10月1日、女性活躍推進市民フォーラムにおいて、行政・経済団体・経営者・働く人が連携して「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言を行いました。以下宣言文です。

日本一女性が働きやすいまちへ

少子化が進み、生産年齢人口が減少する中、誰もが生き生きと働き続けることのできる環境を整えることが、地方創生の根幹となります。

酒田市は、自らの意思によって働くまたは働くとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、その想いを叶えられるまちを目指し、「日本一女性が働きやすいまち」となるよう、行政、経済団体、経営者、働く人が連携して取組みを進めていくことを宣言します。

平成29年10月1日

基本目標3 いきいきと働くことができる環境づくり

施策の方向(5) 職域における男女の均等な機会と待遇の確保

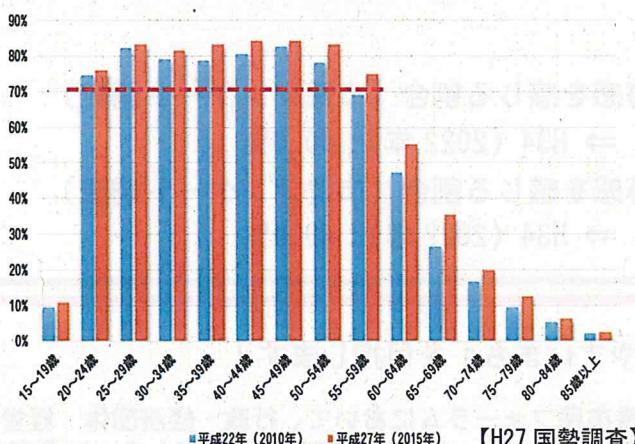
【現状・課題】

働く意欲のある人が、働く場面において、性別にかかわりなく、自らの選択によってその能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会を実現するためには極めて重要なことです。今、急激に人口減少が進む中、労働力不足や、多様な社会ニーズに対応するための新たな価値観の創出などの観点から、働く意欲のある女性の活躍が期待されています。

平成27年国勢調査の結果では、本市における女性の就業率は49.1%、20歳から59歳までに限定すれば70%を超えてます。しかし、男性と比べて非正規雇用の割合が高く、平均賃金も男性より低い水準となっているなど、働く場における男女間の格差が見られます。実際、市民アンケートの結果においても「職場における男女の立場」について、56.7%が男性の方が優遇されていると感じており、その意識は4年前の前回調査結果からほぼ変わっていません。

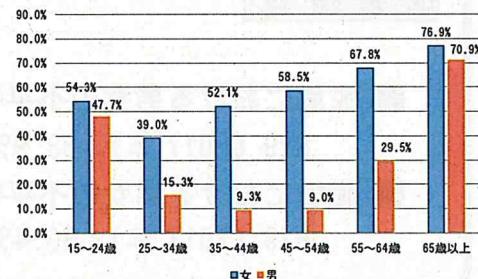
また、農林水産業や商工業などの自営業では、女性がその重要な担い手として活躍していますが、従属的な働き方となる場合が多く見受けられます。男性だけではなく、女性も働きやすく、自身の持つ能力を十分に発揮し、正当な評価を受けられる労働環境を整えていく必要があります。

《本市の女性の就業割合》



【H27 国勢調査】

《本市の非正規雇用者の割合》



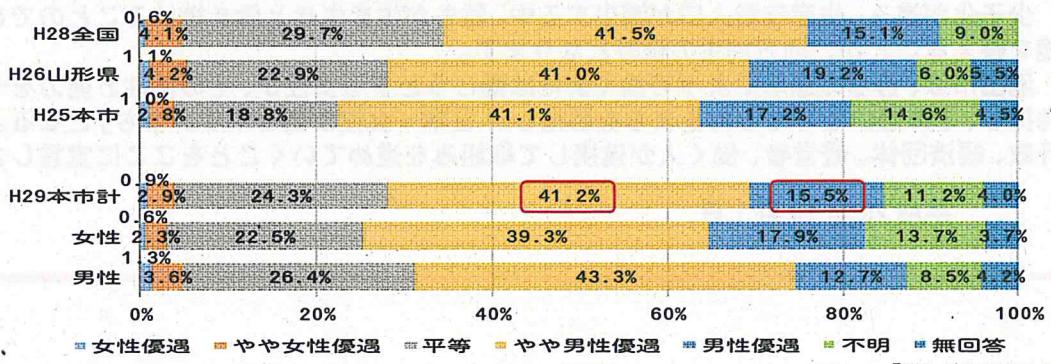
【H29 労働力調査（総務省）を加工】

《本県の平均賃金（男女別）》

山形県	女	男
平均賃金（千円）	220.3	302.2

【H29 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）】

《職場における男女の不平等感》



【H29 市民アンケート】

基本施策① 雇用等における男女の均等な機会と待遇を確保します

雇用等の分野における男女の均等な雇用機会と待遇の確保について、関連する法律や支援制度等の内容について周知を図り、各企業等における着実な実践を促進します。

また、セクシャル・ハラスメント※など、人権を侵害し、就労環境も悪化させる各種ハラスメント等の防止に関する啓発を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①雇用等に関する法律や制度の定着促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆雇用等に関する法の趣旨や各種支援制度内容の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主向けセミナーや市広報等により法や制度の周知を図ります ・妊娠中や出産後の保護規定等についてリーフレット等により該当者に周知します ◆女性活躍支援員※による啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍支援員が企業等に対して制度紹介や意識啓発を行います ・企業等代表の「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」※への登録を促進します ◆女性応援ポータルサイトの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に関する情報をポータルサイトで一元的に発信します ◆職場におけるアンコンシャス・バイアスの除去 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等に対する啓発セミナーを実施します ・市役所において、採用試験面接官を男女半々にする、すべての部署に女性を配属するなどの取組みを進めます 	地域共生課 商工港湾課 健康課
②管理職等への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性の積極的な管理職登用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理職登用等、女性の活躍推進に向けた取組みを行う企業等を支援します ◆女性応援ポータルサイトの運営（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職養成プログラム等のセミナー情報などをポータルサイトで発信します ◆市役所における女性の管理職登用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画に基づき、計画的な人材育成に努め、女性の管理職登用を推進します 	地域共生課 商工港湾課 人事課
③ハラスメント等防止対策の促進	◆ハラスメント防止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーや市ホームページ等により、職場におけるセクシャル・ハラスメント等の防止に関する啓発を行います 	地域共生課 商工港湾課

基本施策② 自営業等における男女共同参画を促進します

女性が、重要な担い手として正当な評価を得られるよう、商工業や農林水産業等の関係団体等の方針決定過程への女性の参画を促進します。また、女性が経営に参画するうえで必要となるスキルを身につけるための学習機会を充実します。

併せて、農業における家族経営協定※の締結を促進し、働く女性の待遇改善を図ります。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①方針決定過程における男女共同参画の促進	<p>◆商工業・農林水産業関係団体等への女性の参画促進 ・様々な機会を捉え、自営業等における方針決定過程への女性参画の必要性を周知します</p> <p>◆農業委員等への女性の参画促進（再掲） ・委員の任命に際し、委員割合の男女均等を図ることができるよう、女性の参画を促します</p>	地域共生課 商工港湾課 農政課 農業委員会
②自営業等における女性の待遇改善	<p>◆男女が共に経営に参画するための学習機会の充実 ・女性農業者向けセミナー等の開催情報を市ホームページ等でわかりやすく発信します ・消費者や異業種の女性との交流を通じ、次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成を図ります</p> <p>◆法人化の促進 ・農業経営等の法人化を促進し、男女がともに経営に参画しやすい環境づくりを促進します</p> <p>◆農業者の家族経営協定締結の促進 ・従事者の主体的な経営参画と就業条件等の明確化を図るため、家族経営協定の締結を促進します</p>	地域共生課 農政課 農業委員会

- ◆女性活躍支援員・・・企業の女性活躍推進を後押しするためH30から配置し、女性活躍を推進しようとする企業への支援制度の紹介や、制度利用のための申請手続きなどを支援します。
- ◆家族経営協定・・・家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるもの

施策の方向(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状・課題】

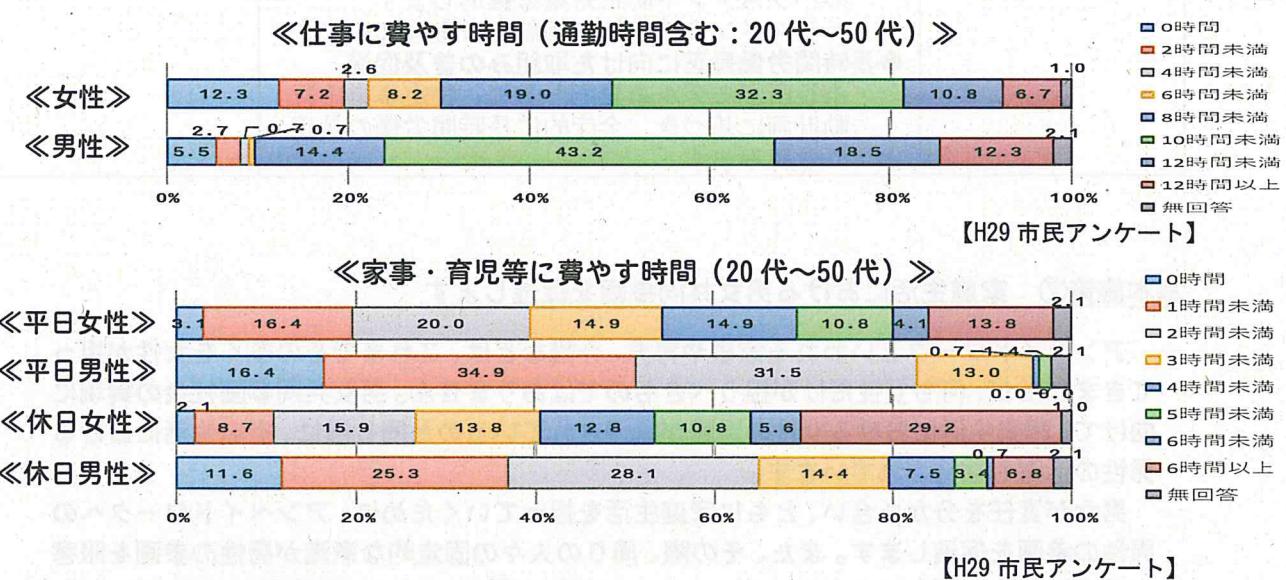
一人ひとりが自分らしい生き方をしていくためには、仕事や家庭、地域活動など、様々な活動について、自身が望むバランスで取り組むことができるワーク・ライフ・バランス※の推進が重要です。

H29市民アンケートの結果によると、20代～50代の男性の半数以上は、平日に家事育児等に費やす時間が1時間未満という結果でした。同年代の女性の約8割は1時間以上を、3割近くは6時間以上の時間を家事育児等に費やしています。仕事をしていない女性は1割程度ですので、多くの女性が、働きながら家事・育児もこなしているということになり、日々の生活で女性の負担がかなり重くなっている状況が伺えます。

アンペイドワーク※といわれる家事・育児等は、賃金を得て働く職業としての労働よりも軽視されがちですが、人々の暮らしの中で欠かすことのできない重要な「労働」です。男女がともにワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送っていくためには、職業生活における女性の活躍が求められるのと同様に、アンペイドワークにおける男性の活躍が必要です。

一方、日本人の働き過ぎが指摘されるようになり、労働環境を守るための法整備が進められてきましたが、20代から50代の男性の約3人に1人は、1日10時間以上を仕事に費やしているという結果でした。そのうちの4割は、1日12時間以上を仕事に費やしているという状況であり、男性の長時間労働の改善は、まだ十分に進んでいるとはいえない状況です。性別による固定的役割分担意識に加え、労働時間の長さも、男性の家事・育児等への参加を困難にする一つの要因となります。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業者等にとっても、生産性向上や人材確保に向けた重要な戦略の一つとして注目されています。男女が共にバランスの取れた生活を送ることができるよう、保育や介護等の社会的支援サービスの充実に併せ、企業等における就労環境の改善も必要とされています。



- ◆ワーク・ライフ・バランス・・・仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- ◆アンペイドワーク・・・家庭内での家事労働や、家庭外でのボランティア活動など報酬を伴わない労働のこと。無償労働ともいう。

基本施策① ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境づくりを推進します

育児や介護を行う労働者に対する支援制度やセミナー等の情報を集約し、労働者に対してわかりやすく周知します。

また、長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直しに向け、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援するとともに、市役所がモデル事業所として、特定事業主行動計画に基づきスマートワーク※等の取組みを推進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①育児、介護等を行なう労働者の継続就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆育児等を行なながら働く労働者への各種支援制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援制度をまとめたリーフレットを配布し、周知を図ります ・女性応援ポータルサイト※において、働く女性のための各種支援施策等の情報を集約し、一元的に発信します ◆酒田市版労働慣行の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の労働慣行として1年間の育児休業や男性の育児休業の取得が定着するよう、育休代替人材バンク等の施策を検討し実施します 	地域共生課 商工港湾課
②男女が共に働きやすい就労環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援します <ul style="list-style-type: none"> ・市の総合評価落札方式において、山形いきいき子育て応援企業に登録した企業への加点措置を行います ◆女性活躍支援員の配置（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍支援員が企業等に対して制度紹介や意識啓発を行い、いきいき子育て応援企業※やイクボス同盟等※への登録を促進します ◆ハラスメント防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、パワハラやマタハラなどのハラスメント防止対策を推進します ・ハラスメント被害等の相談窓口を周知します ◆長時間労働是正に向けた取組みの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所がモデル事業所として、特定事業主行動計画に基づき、全庁的に長時間労働の是正に取組みます 	地域共生課 人事課 契約検査課 商工港湾課

基本施策② 家庭生活における男女共同参画を促進します

アンペイドワークといわれる家事や育児、介護などは、これまでその多くを女性が担つてきましたが、何も女性だけが担うべきものではありません。男女共同参画社会の実現に向けて、職業生活における女性の活躍が期待されているのと同じ様に、家庭生活における男性の活躍も期待されています。

男女が責任を分かち合い、ともに家庭生活を担っていくために、アンペイドワークへの男性の参画を促進します。また、その際、周りの人々の固定的な意識が男性の参画を阻害することがないよう、アンペイドワークの価値と必要性に対する再認識を促すとともに、男性の参画についての理解を促進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①家事・育児・介護等への男性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種講座による男性の家事育児等参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事等へ参加意欲を醸成する講座を開催します ◆家事・育児等の関係団体への男性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員等への男性の参画を促します 	地域共生課 子育て支援課 介護保険課 健康課 社会教育文化課
②アンペイドワークへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆男性の家事等参画に対する周囲の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報等を通じて男性の家事等への参画の必要性について周知・啓発を行います ◆アンペイドワークの価値の再認識の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズの出前講座等によりアンペイドワークの価値の再認識を促進します 	地域共生課

基本施策③ 子育て、介護などのための社会的支援の充実を図ります

子育てや介護などを行う労働者が安心して就労し続けるためには、社会的支援サービスが必要不可欠です。

ニーズに合わせた保育サービスや介護サービスを提供するとともに、民間事業者等が提供するサービスの情報を集約し発信します。

また、育児等に不安を抱える保護者に対してのメンタルケアなど、必要な相談対応を実施します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①保育・介護等サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育ニーズに対応した保育サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合わせた特別保育等のサービスを実施します ・「ファミリーサポートセンター」や「にこっと」などの育児支援サービスを周知します ◆学童保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに即した施設整備等により保育環境を充実します ◆介護離職を防ぐための介護サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに即した計画的な介護施設の整備に努めます ・通所型介護サービス等の充実により介護負担の軽減を図ります ・地域の介護予防事業等の実施を支援します ◆家事援助サービス等の情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が実施する家事援助サービス等の情報を周知します 	地域共生課 子育て支援課 介護保険課
②相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携した相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援機関等と連携した相談体制を整えます ・介護に関して相談できる場を提供し、介護中の親族の心的負担を軽減します 	地域共生課 子育て支援課 介護保険課

- ◆スマートワーク・・・多様な働き方を採用し、生産性を上げ、効率的に働く働き方。推進することで、残業時間の縮小につながるなど、長時間労働の是正が期待される。
- ◆女性応援ポータルサイト・・・働く女性、働きたい女性向けの情報や、働く女性を応援したい事業主向けの情報など、女性を応援するための各種情報を掲載するウェブサイト。

施策の方向(7) 多様な分野での女性の活躍の推進

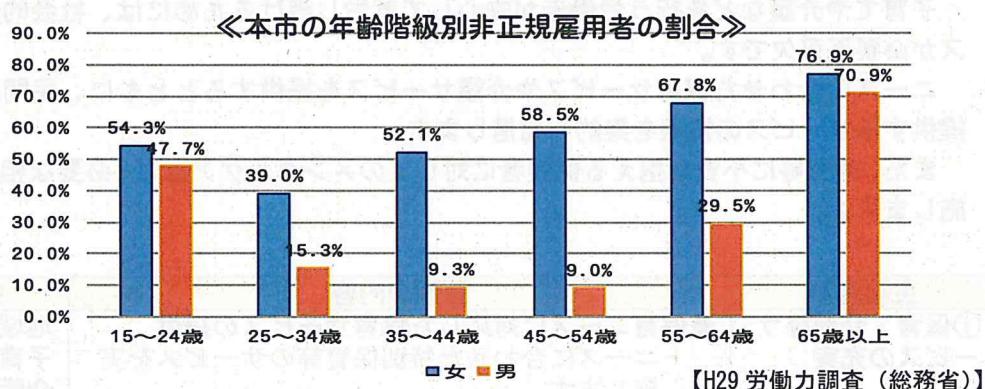
【現状・課題】

本市における女性の雇用形態は、男性に比べて非正規雇用の割合が高くなっています。総務省の労働力調査によると、女性の雇用者の過半数は非正規雇用で働いており、年齢が上がるほどその割合が高くなる傾向が見られます。

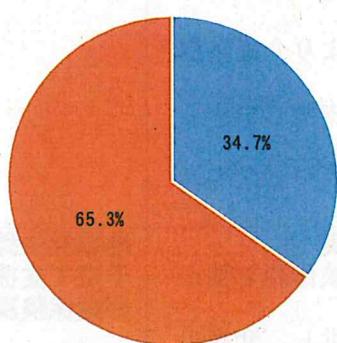
市内の子育て世代へのニーズ調査によると、約35%の方が出産前後に離職しているというデータもあり、そのうちの4割近くは「仕事と家庭の両立支援制度などの働きやすい環境が整っていれば継続して就労していた」と回答しています。

また、H29女性アンケート※では、将来の自分の職業キャリアに対して、明確な目標を描けていない女性が多いことがわかります。加えて、「働くことに自信が無い、不安に思う」と感じている女性の割合も高くなっています。

女性が働くことに対して自信を持ち、自ら働き方をデザインできる環境を整えて行く必要があります。



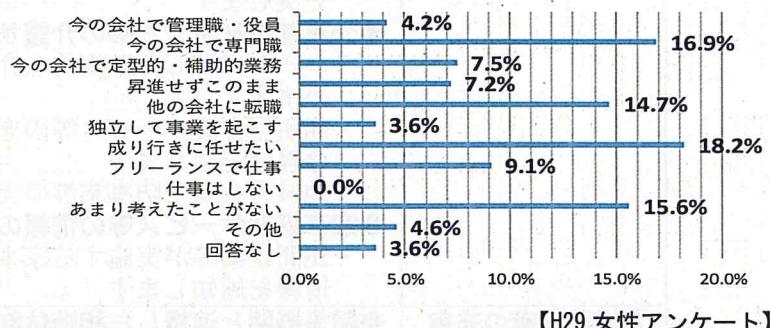
《出産前後1年間の離職状況》



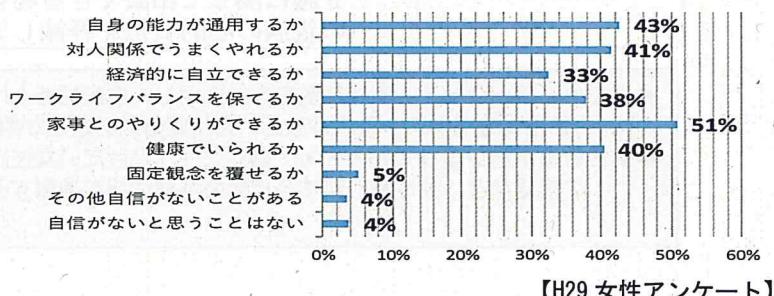
■1. 離職した ■2. 継続的に働いていた

【H29 子ども子育てニーズ調査】

《将来の自分の職業キャリア》



《働く上で不安なこと》



基本施策① 女性のスキルアップ機会を充実します

女性活躍を推進するための市民フォーラムを開催し、女性が働く場においてより積極的になれるよう、女性の意識啓発と能力開発を促進します。

また、地域で行われる働く女性・働きたい女性を支援する各種セミナーの情報を集約し、酒田市女性応援ポータルサイト※で発信します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①女性の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性活躍推進市民フォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進市民フォーラムでの講演やワークショップを通じて女性の意識啓発を図ります ◆市役所における女性職員の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画に基づき、女性の活躍を推進するための研修を計画的に開催します 	地域共生課 商工港湾課 子育て支援課 人事課
②ポータルサイトの運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆セミナー等の情報を集約・発信 <ul style="list-style-type: none"> ・女性応援ポータルサイトにおいて、働く女性のためのセミナー等の情報や、活躍している女性の情報を集約し、一元的に発信します 	地域共生課

基本施策② 女性のチャレンジを支援します

子育てしながら働きたい方の総合窓口である「マザーズジョブサポート庄内」※と連携し、再就職やキャリアアップを支援します。また、産業振興まちづくりセンター36（サンロク）※において、起業や副業などの様々な働き方を目指す女性を支援します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①女性の再就業やさらなるキャリアアップの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆マザーズジョブサポート庄内との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズジョブサポート庄内と連携し、女性の再就業や、子育てしながらキャリアアップするための支援を行います 	地域共生課 商工港湾課 子育て支援課
②女性の多様な働き方の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業振興まちづくりセンターでの創業等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興まちづくりセンター36（サンロク）において、起業や副業などの様々な働き方をしようとする女性を支援します 	地域共生課 商工港湾課

主要施策③ 性別により職域を限定しない働き方を促進します

女性の参画が少ない分野などで活躍する女性の情報をや、男性の参画が少ない分野で活躍する男性の情報をロールモデル※として発信し、新たな分野でのチャレンジする男女を応援します。

また、そのような女性の活躍を応援する企業の取組みを支援します。

- ◆女性アンケート・・・市内在住の20代～30代の女性900名を対象に、主に「働く」ことに関する環境や意識を調査。307名の有効回答を得た。
- ◆ロールモデル・・・行動や考え方のお手本となる存在のこと。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①職域拡大の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性の職域拡大に取り組む企業を支援します <ul style="list-style-type: none"> ・市の総合評価落札方式において、女性の職域拡大を推進する企業への加点措置を行います ◆ロールモデルの紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等で、様々な分野で活躍する男女の情報を発信します 	地域共生課 契約検査課

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

施策の方向(8) あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

基本施策① 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり

基本施策② 相談・サポート体制の充実

施策の方向(9) 生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策① 性差に対する理解促進と生涯を通じた健康づくりを推進します

成 果 指 標

■ DV被害にあった割合（市民アンケート調査）

H29（2017年）：2.6% ⇒ H34（2022年）：1.3%

■ DV被害のうちどこ（誰）にも相談しなかった割合（市民アンケート調査）

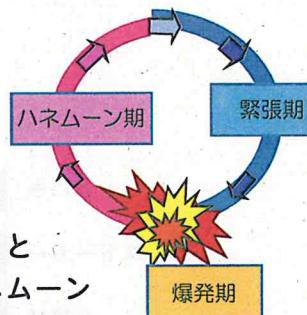
H29（2017年）：50.8% ⇒ H34（2022年）：25.4%

DVのサイクル

DVは、両者の関係が対等でなくなり、上下関係が生じた（と思っている）場合に発生する可能性があります。立場が上になった（と思っている）者が、立場が下になった（と思わされている）者をコントロール（支配、強制）するために行われ、暴力は、この上下関係のコントロールを強化する方法として用いられます。

DVにはサイクルがあり、繰り返し暴力が行われる特徴があると言われています。ラブラブな「ハネムーン期」から、「緊張期」へと移り、徐々に両者の緊張感が高まっていきます。そして、ついに「爆発期」で暴力が発生します。その後、暴力を振るった者が反省した様子を見せたり、謝罪したりするため、暴力を振るわれた方も相手を信じ、自分にも悪いところがあったのかも・・・と思ったりして、相手を許してしまいます。ここからまた両者はハネムーン期に入りますが、再び爆発期に向けて徐々に緊張感が高まっていき、結局暴力が繰り返されます。更に、このサイクルは、徐々に短くなっていく傾向があるとも言われています。

DVは、親密な関係にある者の間で起こるため、友人や知人であっても気づきにくいと言われています。被害にあった方に非はありません。「DVにあっているかも」と感じたら、すぐに身近な人や、男女共同参画推進センターなどに相談してください。



資料提供：NPO 法人レジリエンス

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

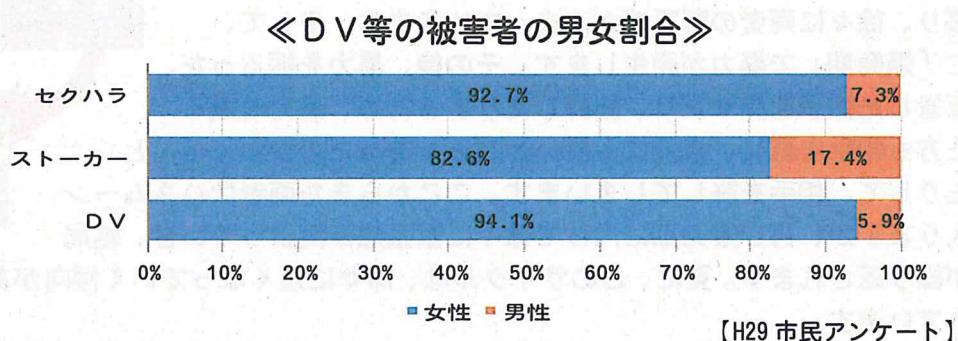
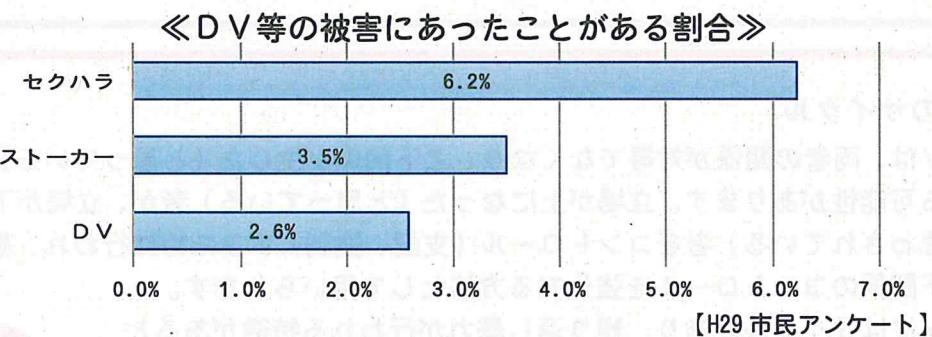
施策の方向(8) あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

【現状・課題】

暴力とは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や、性的暴力、経済的暴力など、いろいろな形で存在します。犯罪行為を含むこれらの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

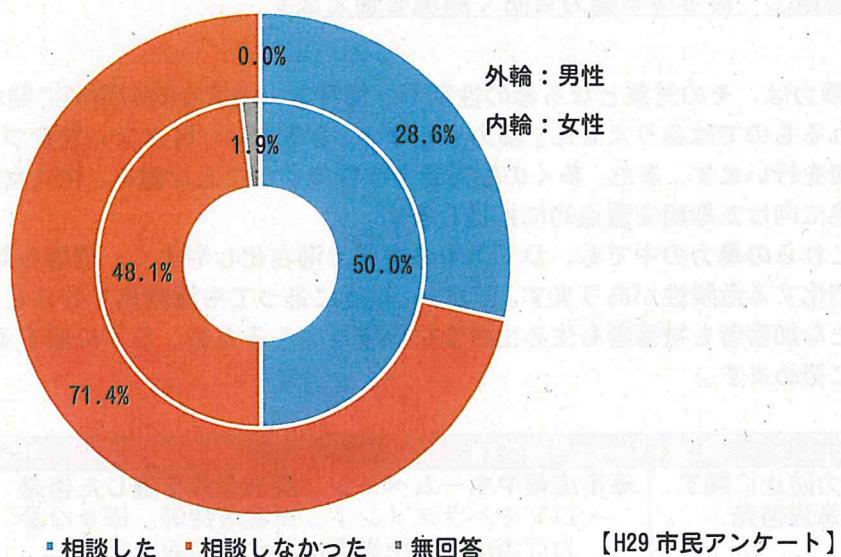
市民アンケートによると、6.2%の方がセクシュアル・ハラスメント※の被害に、3.5%の方がストーカー行為※の被害に、2.6%の方がドメスティック・バイオレンス※(DV)の被害にそれぞれあったと回答しており、それらの被害者のうち9割が女性という結果になっています。女性に対するこれらの暴力は、固定的役割分担意識や、男女の社会的・経済的格差等を背景とする社会に根ざした構造的な問題を含んでいるため、特段の対策が必要と言えます。

また、被害にあった方の半数以上が、どこにも相談していないという結果もあり、「相談しても無駄」「自分が我慢すればいい」「世間体が悪い」などを相談しなかった理由としています。被害者が悩みを抱え込んだまま、より深刻な事態に陥ることのないようにサポートしていくことが大切です。

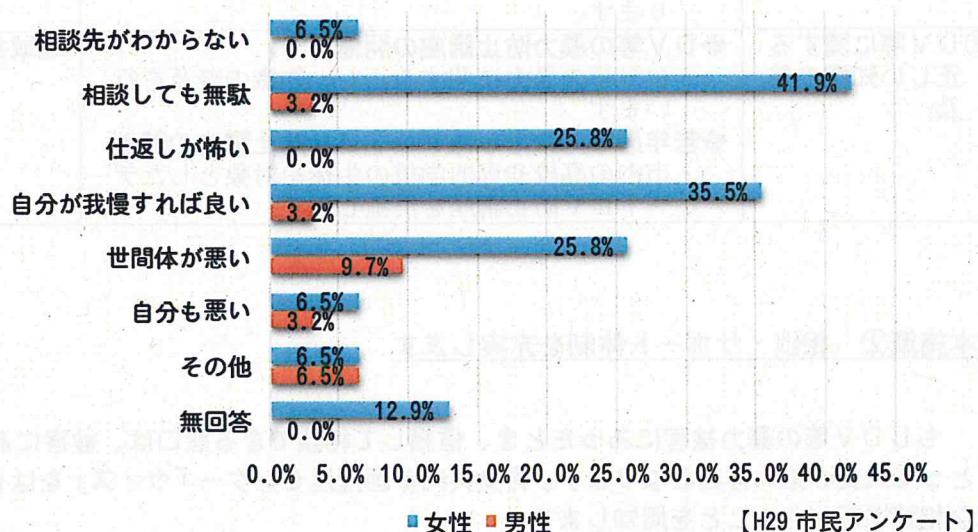


- ◆セクシュアル・ハラスメント・・・第1章 計画の基本的な考え方 参照
- ◆ストーカー行為・・・特定の人に対する恋愛や怨恨の感情により、つきまといや押し掛け、待ち伏せ等をすること。
- ◆ドメスティック・バイオレンス・・・第1章 計画の基本的な考え方 参照

≪DV等被害者のうち誰（どこ）かに相談した人の割合≫



≪DV等被害者で誰（どこ）にも相談しなかった理由≫



≪学生向けデートDV防止講座の様子≫

基本施策① あらゆる暴力を防ぐ環境を整えます

暴力は、その対象となる者の性別や、加害者・被害者間の間柄に関わらず、決して許されるものではありません。暴力をしない、させない、許さない社会づくりのための意識啓発を行います。また、多くの被害者が女性であることに鑑み、特に女性に対する暴力の根絶に向けた取組を重点的に推進します。

これらの暴力の中でも、DVはその性質上潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに深刻化する危険性があります。万が一、被害にあっても深刻化することを防ぐとともに、新たな加害者も被害者も生み出さない環境をつくるため、DVに関する正しい知識の普及に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①暴力防止に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none">◆市広報やホームページ、講演会等を通じた啓発<ul style="list-style-type: none">・DVやハラスメント、児童虐待等、様々な暴力行為による悪影響に関する情報を発信し、暴力を許さない気運の更なる醸成を図ります◆情報誌、チラシ、パネル展示等を通じた啓発<ul style="list-style-type: none">・チラシ等による啓発のほか、DV防止に関するパネル展示等を行い、市民意識の啓発を図ります	地域共生課 子育て支援課 介護保険課 まちづくり推進課
②DV等に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none">◆DV等の暴力防止講座の開催<ul style="list-style-type: none">・DV等の暴力に関する正しい知識の普及を行います◆若年層を対象としたデートDV防止講座の開催<ul style="list-style-type: none">・市内の高校や専門学校の生徒を対象としたデートDV防止講座を実施します	地域共生課

基本施策② 相談・サポート体制を充実します

もしDV等の暴力被害にあったとき、信頼して相談できる窓口は、被害にあった方にとって大変心強い存在となります。男女共同参画推進センター「ウィズ」をはじめ、様々な相談機関があることを周知します。

相談があった際には、被害者の立場に寄り添った対応を行い、必要に応じて関係団体と連携して対応します。なお、被害の状況から緊急性を有すると判断した場合には、警察などの関係機関や、関係する部署と連携し、一時保護などの必要な措置を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">◆市広報や市ホームページ等による周知<ul style="list-style-type: none">・ウィズをはじめ、暴力被害者からの相談に対応する様々な相談機関の周知に努めます◆チラシの配布・配置<ul style="list-style-type: none">・暴力被害に関する相談窓口の周知を図るために相談窓口の案内チラシを各所に配置します	地域共生課 まちづくり推進課 子育て支援課
②相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">◆関係機関との連携強化<ul style="list-style-type: none">・警察や国・県の関係機関、市役所内の関係部署等との連携を強化し、相談者が求める対応を行います	地域共生課 まちづくり推進課 子育て支援課

	<p>◆相談対応者のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に寄り添った相談対応ができるよう、相談対応者のスキルアップに努めます 	
③被害者サポート体制の充実	<p>◆関係機関と連携したサポート体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な部署と連携し、相談者が求める必要なサポートを行います。 <p>◆必要に応じた緊急一時保護の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性を有する事案が発生した際は、被害者の一時保護等等の必要な措置を講じます 	地域共生課 福祉課 子育て支援課 介護保険課 健康課

施策の方向(9)

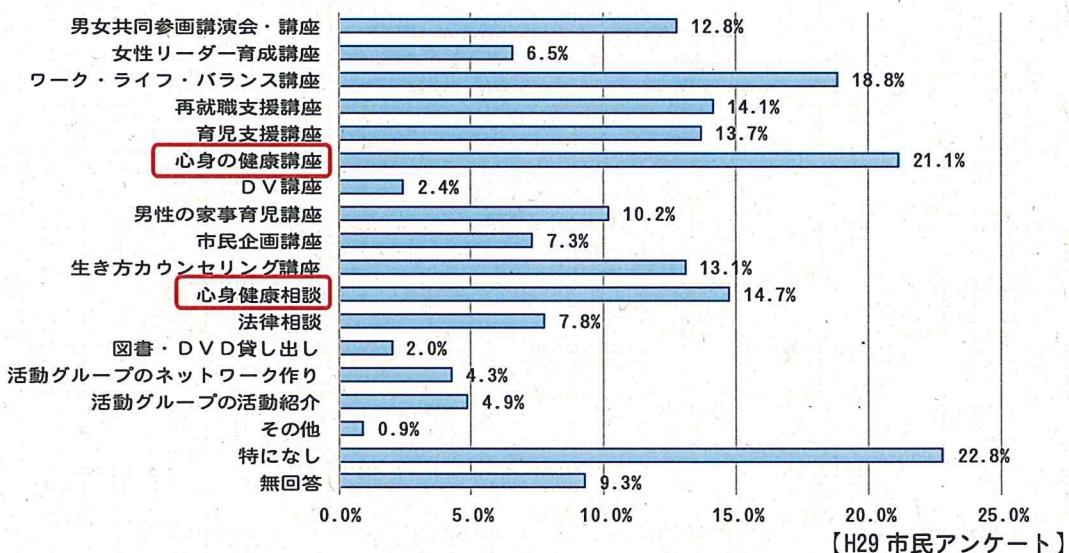
生涯を通じた健康づくりの推進

【現状・課題】

生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせないものであり、男女を問わず共通の願いでもあります。市民アンケート結果からも、市民の健康に対する関心の高さがうかがえ、男女共同参画社会の形成においては非常に重要な要素となります。

また、男女共同参画を推進していく上では、身体的な男女の性差に留意することも重要な観点です。男女それぞれが互いの身体的特徴を十分に理解し合い、心身の健康についての正しい知識を習得したうえで、健康管理を行うことが大切です。特に、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる問題に直面する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の概念を踏まえた健康づくりと、予防対策を推進することが重要です。

『男女共同参画関連事業で興味があるもの』



◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ・・・『性と生殖に関する健康・権利』と訳される概念。

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

基本施策① 性差に対する理解促進と生涯を通じた健康づくりを促進します

男女がお互いの性差を理解し、尊重し合う人権意識の醸成を図るため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の概念に基づく性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、生涯にわたって心身の健康を保持できるよう、健康問題に関する予防対策を充実します。

また、市民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に健康管理を行えるよう、健康教育等を通じたスポーツ・レクリエーションの普及・定着を推進します。

さらに、悩みを持つ方の孤立化や、最悪の事態に陥ることを防ぐため、相談体制を充実し、こころの健康づくりをサポートします。特に、男性は責任を一人で背負いがちであり、周囲に相談することをためらう傾向が強いため、男性も相談しやすい相談窓口の運用を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の産む性に対する理解を促進するための学習機会を充実します ◆思春期健康教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・若年期から男女の性差を学ぶための教育を推進します ◆不妊治療等に関する正しい知識の普及と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産に関する正しい情報を周知するとともに、必要な支援を行います 	地域共生課 健康課 学校教育課
②予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆性感染症や薬物乱用による悪影響等の知識普及 <ul style="list-style-type: none"> ・保険学習や講座等を通じ、正しい知識の普及に努めます ◆がん検診等の受診の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の受診を促す啓発活動を行うとともに、受診しやすい環境を整えます ◆受動喫煙の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・特に妊婦や子どもに悪影響を与える受動喫煙を防止するための対策を推進します ◆生涯を通じた健康管理のための相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、妊娠や不妊、避妊等に関する相談窓口を運営します 	健康課 学校教育課
③心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆うつ病予防・自殺防止等に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩み事を抱え込むことのないよう、男女がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の重要性について周知・啓発します ◆こころの健康相談 <ul style="list-style-type: none"> ・健全な精神状態で日常生活を営むことができるよう、こころのサポートを行います ◆スポーツ・レクリエーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーションなど、各年代が無理なく自身の健康づくりを行うことができる運動の普及を図ります ◆健康教育等を通じた健康体操等の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育や各種講座等により、自分が生涯を健康に過ごすための習慣づけを推進します 	地域共生課 健康課 スポーツ振興課

とくに、その間の中国の歴史的背景を理解するうえで、この文書は重要な意味を持つ。この文書は、1949年10月1日、毛泽东主席が天安門廣場で人民解放軍の軍隊と一緒に立派な儀式で宣誓したときのものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。

この文書は、1949年10月1日の開国大典式で宣誓されたものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。

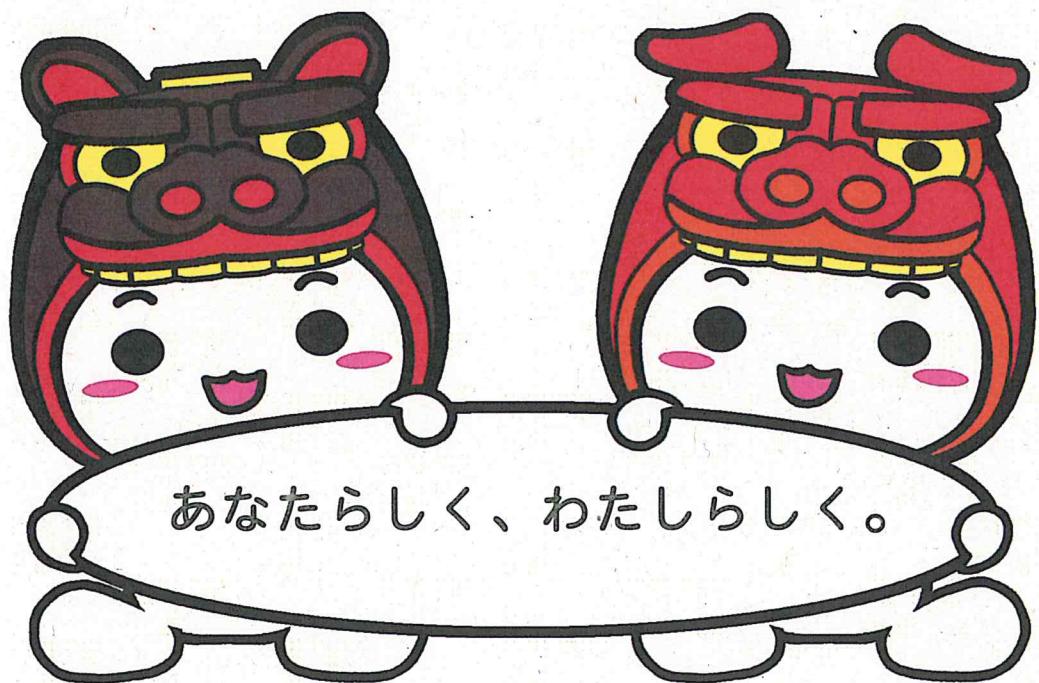
この文書は、1949年10月1日の開国大典式で宣誓されたものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。

この文書は、1949年10月1日の開国大典式で宣誓されたものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。

この文書は、1949年10月1日の開国大典式で宣誓されたものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。

この文書は、1949年10月1日の開国大典式で宣誓されたものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。

この文書は、1949年10月1日の開国大典式で宣誓されたものである。この文書は、中國人民民主政権の誕生を記念するため、毎年10月1日には、天安門廣場で開催される大典式の際に読み上げられる。この文書は、中國の歴史と文化を反映する重要な文書である。



酒田市 地域創生部 地域共生課